町報
1999
1月
No.334

こうふ

視界良好
1999

平成十一年　年頭のごあいさつ

いよいよ新世紀二十一世紀へのカウントダウンがはじまりました。

出口の見えぬ不況のなかで地方自治体も厳しい行財政運営を強いられています。

今年は、従来からのほ場整備、農林道整備等の生産基盤整備や上下水道等の生活基盤整備を継続しながら新世紀にふさわしい江府町を展望し、地方分権・介護保険等のほか森林トラスト事業、保健センターの新築、指定金融機関の指定など重要な懸案事項も推進しなければなりません。

一方、平成六年に工事着工された農林水産省大山山麓開拓事業の下蚊屋ダムの築堤が完成する年でもあります。

その他、江府三次高規格道路への取り組み等、町議会の皆さんや町民各位の絶大なご協力ご支援をいただきながら推進してまいる所存であります。皆さんの益々のご健勝を祈念し年頭のごあいさつとします。

平成十一年一月

江府町長　福田正臣

地域振興券を交付します

地域振興券の目的は

子育てを支援し、あるいは老齢福祉年金等の受給者や所得が低い高齢者層の経済的負担を軽減し、個人消費をよびおこし、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

対象となる人は

平成十一年一月一日（基準日）現在で、次の要件のいずれかに該当する方です。

◆（一）十五歳以下の児童（昭和五十八年一月二日以降に生まれた人。永住者・特別永住者を含む）がいる世帯の世帯主。

◆（二）老齢福祉年金の受給者等（基準日における年齢が十五歳以下の者を除く）

（ア）平成十一年一月分の次の年金または手当を受給できる人及び特別児童扶養手当支給に係る障害児。

① 老齢福祉年金
② 障害基礎年金
③ 障害年金
④ 遺族基礎年金
⑤ 母子年金・準母子年金又は遺児年金
⑥ 児童扶養手当
⑦ 障害児福祉手当又は特別障害者手当　など

※ただし、②③④⑤については一部非課税要件があります。

（イ）次のいずれかに該当する人［（ア）の該当者を除く］

① 生活保護の被保護者
② 社会福祉施設への措置入所者など

◆（三）平成十年度分の市町村民税所得割の非課税の者であって、かつ、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要としている年齢六十五歳以上の人。

（前記（二）該当者及び基準日において継続して三月を超えて病院・老人保健施設に入

院・入所している者等を除く）

◆（四）平成十年度分の個人の市町村民税非課税である年齢六十五歳以上の人。ただし、他の人の扶養となっている場合は、その人も市町村民税非課税に限る。

（前記（二）及び（三）該当者等を除く）

交付額は

◆十五歳以下の児童一人につき二万円。

◆前記（二）から（四）までの対象者…二万円。

※（一）の交付対象者で、（二）または（四）の該当者は、交付額を合算します。

地域振興券とは

◆発行主体は市町村です。

◆額面は一、〇〇〇円。物品（有価証券・商品券等を除く）の購入又は、借り受けもしくは、サービスの提供などに際して、取引の対価（間接税を含む）の支払いとして使用が可能です。ただし、釣り銭は支払われません。

◆交付対象者及び地域振興券を取り扱う民間事業者は、地域振興券の交換、譲渡及び売買を行うことはできません。

◆使用期限は、交付開始日から六か月間です。

◆交付された本人及びその代理人・使者に限り使用可能です。

地域振興券を取り扱う民間事業者は

◆江府町に店舗・事業所があり登録を受けている者

（ア）特定事業者は、地域振興券の持参者に、券面記載の金額に相当する物品の販売、貸付又は、サービスの提供を行います。

（イ）特定事業者が取引により得た地域振興券は、役場出納室窓口で換金できます。

◆特定事業者は、店舗ごとにステッカーを掲示します。

◆特定事業者が営業する店舗の所在地は、地域振興券を発行した江府町の区域内となります。

地域振興券の申請及び交付

地域振興券の申請及び交付に関する流れは、次のとおりです。

◆江府町は、十五歳以下の児童のいる世帯主に対し、地域振興券引換申請券を郵送します。

→世帯主は、受領後、所定の書類を提示して、地域振興券の交付を受けます。

◆老齢福祉年金の受給者等や平成十年度分市町村民税非課税で年齢六十五歳以上の人は年金証書・その他必要な書類を提示して地域振興券交付の申請をし、交付を受けます。

◆基準日から地域振興券の交付の開始日までの間に、住所を他の市町村に移した人は転出に際し、交付される地域振興券未受領証明書を添付して転出先の市町村に申請をします。

地域振興券の換金手続き

地域振興券の換金手続きは、次のとおりです。

◆特定事業者は、役場出納室に登録証明書を提示するとともに、地域振興券を提出し券面記載の金額で換金を申し出ます。

◆換金の方法は、該当事業者へ現金で支払います。

◆換金の申込み期限は、交付開始日から期間満了日の後、三か月以内です。

▶地域振興券は、地域経済の活性化が目的です

江府町では次のとおり地域振興券を交付します。

●地域振興券を使えるのは江府町内です。

●使用期間は、三月一日から八月三十一日までです。

●振興券の交付対象者へは、町から引換申請券と交付申請書を郵送しますので、これを交付の時に持参して下さい。

●振興券は、職員が各集落の公民館に出向き交付します。その時に申請書と受領印をいただきます。

交付日は後日連絡します。交付日に都合の悪い方は三月一日から八月三十一日までに役場総務課で随時交付します。

●特定事業者への換金は、役場出納室において現金で月二回、十五日と二十五日におこないます。

地域振興券交付の流れ

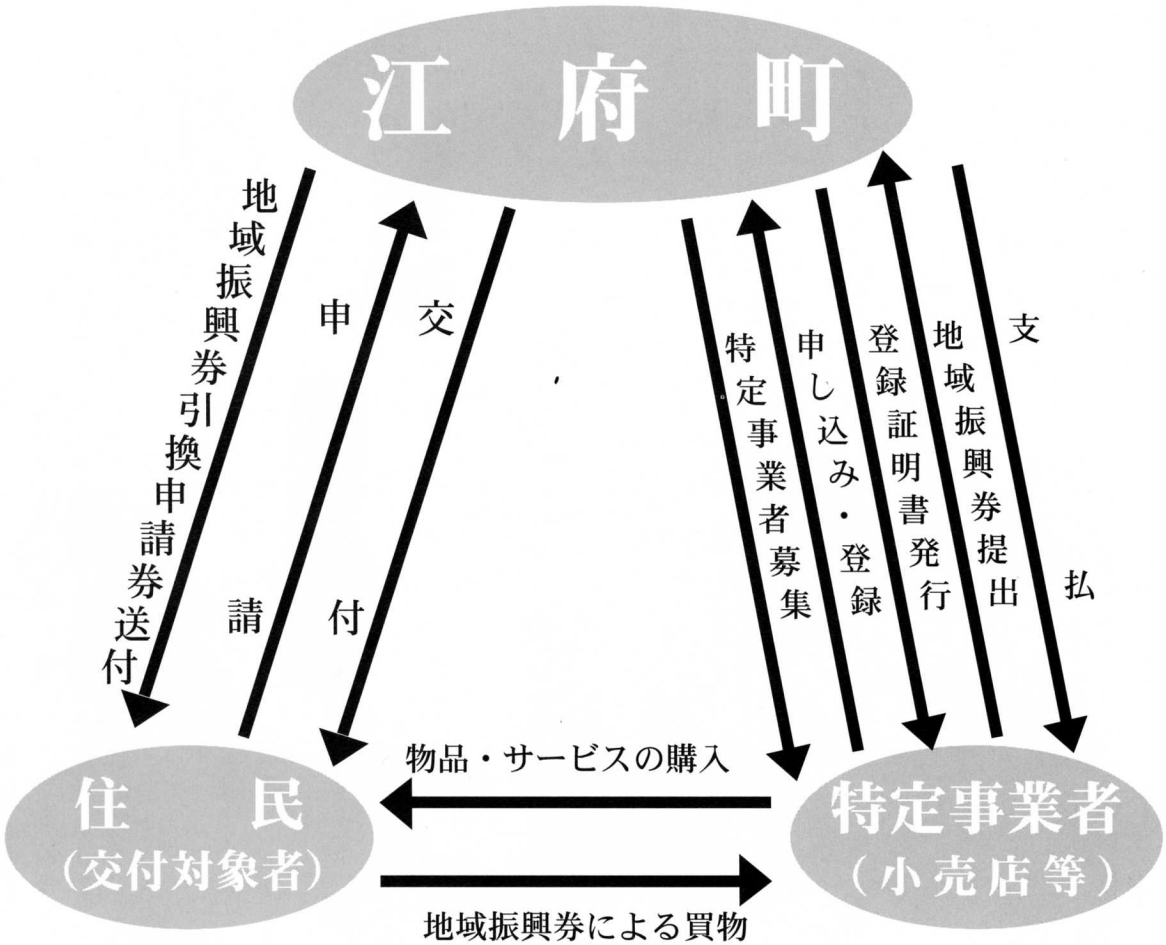

●地域振興券についてのお問い合わせ先は、下記のとおりです。
役場総務課（☎75－2211）まで。

地域振興券発行にともない 江府町特定事業者を募集します

江府町では、次のとおり江府町特定事業者募集要項を定め、地域振興券を扱う事業者を募集します。

登録希望の事業者の方は、二月十日までに役場産業振興課へ申し込んで下さい。用紙は、江府町商工会か役場産業振興課にあります。

（登録資格）

江府町における特定事業者として登録できる者は、江府町において、小売業、飲食業、洗濯、理美容、旅館、医療等の各種サービス業及び運輸通信業（旅行業を含む。）建設業を営む事業者とする。

（申し込み）

特定事業者として登録を行おうとする者は、申込書に業種、会社名、代表者名、店舗の所在地等を記入し、当該申込書に係る事業を現に行っていることを証する書類を添えて、平成十一年二月十日までに、江府町産業振興課に申し込むこととする。

（☎75―3222）

（登録）

江府町は、申し込みのあった事業者が登録資格を確認の上、当該事業者に対し「特定事業者登録証明書」を交付する。

江府町は、特定事業者の登録簿を作成する。

江府町は、町民に特定事業者を分かりやすい方法で公表し、町民に周知を図る。

（江府町商工会の特例）

江府町商工会は、当該構成会員のうち、特定事業者となろうとする者に代わって登録の申し込みを行うことができる。

この場合、江府町商工会は、各構成員について申込書に定める事項を記載し書類を併せて提出するものとする。

（地域振興券の取扱い）

特定事業者は、地域振興券を持参した者（交付を受けた本人、その代理人・使者に限る。）に対し、平成十一年三月一日から平成十一年八月三十一日までに限り、券面記載額相当の物品の販売、貸与あるいは、役務の提供を行う。

（換金）

取引により地域振興券を取得した特定事業者は、江府町出納室に当該地域振興券を持参し、特定事業者登録証明書及び換金請求書を添えて、換金を申し出るものとする。

この場合、提出時に町は預かり証を発行し、支払時に特定業者は預かり証を必ず持参するものとし、預かり証のないものは、支払いをしない。

なお、江府町商工会に換金を委任することができる。

ただし、委任する場合は、委任状を提出すること。

換金の申し出期限は、平成十一年三月一日から平成十一年十一月三十日とする。

地域振興券の換金は、毎月十五日までの提出分は、当月の二十五日に支払い、末日までの提出分は、翌月の十五日に支払うものとする。

ただし、支払日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、次の日の平日とする。

（債務）

特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

（一）特定事業者であることを町民に分かるよう、見やすい場所に江府町が交付するステッカーにより掲示を行うこと。

（二）通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる券あるいは、大量に持ち込まれる等不正にされていることが明らかな地域振興券の受け取りを拒否すること。

（三）地域振興券を受け取った場合は、再流通を防止するため、ミシン目に沿ってその一部を取るとともに、券裏面に自らの印を押印すること。

（交換、譲渡及び売買の禁止）

特定事業者は、地域振興券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

（登録の取り消し）

特定事業者が、本要項に違反する行為を行った場合、江府町は、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（経費の負担）

登録の申込み及び地域振興券の取扱いを行うに当って要する経費は、特定事業者の負担とする。

町のわだいあれこれ

育樹運動標語特選の加藤美佐子さんに地元老人クラブから記念品

林業振興の功績により知事表彰を受けられた加藤美佐子さん（池の内）が、今度は、社団法人・国土緑化推進機構が募集した平成十一年育樹運動標語に応募。見事、理事長賞・特選に選ばれました。

作品は、「手をつなぎ　育てる緑に　あすの夢」で、全国二百八十五点のなかから選ばれました。この標語は、今年の育樹運動ポスターや全国緑化キャンペーン標語に使用されます。

▲藤原会長から記念品を受取る加藤さん（右）

この表彰に対し、一月八日池の内老人クラブ常盤会（会長　藤原嘉久さん　会員四十七人）は、恒例の新年宴会にあわせ加藤さんの受賞祝賀会を行いました。

はじめに、藤原会長から「この短い文の中に、加藤さんの自然・山林を大事にされてきた姿勢があらわれています」とお祝いの言葉と記念品が贈られれました。これに対し加藤さんは、「田舎の人も都会の人もみんな一緒に山を育ててほしいとの願いを込めてつくりました。地元のみなさんからのあたたかいお祝いやお言葉をいただき、とても感激しています」とお礼の言葉をのべられました。

江府町選挙管理委員会が自治大臣表彰受賞

十二月二十日、県庁において自治大臣からの表彰状が、鳥取県選挙管理委員長から江府町選挙管理委員会委員長森谷博昭さんへ手渡されました。

これは、昨年の7月に行われた第十八回参議院通常選挙において、適正な管理執行及び明るい選挙の推進がおこなわれたことが認められ受賞となったものです。

この選挙における本町の投票率は、八十六・六八％と県下で一位の投票率でした。

▶表彰を手に喜びの森谷委員長

美用に待望の集会所完成！

昨年の十二月二十五日、美用地区都市農村交流促進施設が完成し、地元の方々をはじめ、福田町長や工事関係者など六十五人が出席し、盛大に竣工を祝いました。

本施設は地域の活性化、都市と農村の交流、地元特産物の加工等を目的とする拠点施設として、鳥取県うるおいのある村づくり事業の一環として整備されました。

▲完成した新集会所

旧集会所と同じ場所に、木造平屋建百五十三平方メートル、総事業費約三千百六十万円で建設されました。

施設のなかには、二会議室（併せて三十畳）、特産品の加工ができる食品保管庫を備えた調理加工室などがあります。

真新しい地区の集会施設がまたひとつ町内に誕生しました。

▲関係者が揃い、盛大に竣工を祝いました

老後の安心をみんなで支える

介護保険制度

平成12年4月スタート

元気で長生き―それは、誰もの願いです。その一方で、自分の老後を考えたとき「もし寝たきりになったら、誰が介護してくれるのだろうか。生活資金は大丈夫だろうか？」と、思い浮かぶことはないでしょうか。

介護が必要になっても、残された能力を活かして、できる限り自立し、尊厳をもって生活できるようにすることは国民共通の願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられる仕組みを創ろうとするものです。

江府町でも、平成12年4月の制度開始に向けて準備を進めています。

今回は介護保険制度の概要についてお知らせします。

制度の運営主体（保険者）は？

市町村【江府町】です。

●国・県は財政面において町を支援します。

制度のはじまりは？

平成12年4月からです。

●要介護認定申請の受付は、平成11年10月からはじまります。

介護保険に加入するのは何歳から？

40歳以上の人です。

●65歳以上の人（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人（第2号被保険者）が介護保険に加入します。

介護保険はこれからの高齢者介護を担う大切な制度です。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

制度のくわしい内容についてはまだ明らかにされていない部分も多くあります。

また、内容が変更されることも考えられますので、ご了承下さい。

制度についてのお問い合わせは、

役場福祉保健課（75－3223）へご相談ください。

裏面につづく

平成12年度より介護はこう変わります

村（運営主体＝保険者）

定審査会

祉の専門家にて判定
かかりつけ医の意見書
す。要介護のときは
最重度の判定も行いま

定

要介護　再調査

判定に不服

介護保険審査会
（都道府県）

役場福祉係へ

訪問調査

市町村の職員か介護支援専門員が、家庭に伺い、心身の状況などを調査します。

かかりつけ医の意見書

あなたの家

みんなで支え合うために

申請できる人	
65歳以上	40～65歳未満の人
●寝たきりや痴呆などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人 ●家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人	初老期痴呆、脳血管障害など、老化にともなう病気によって介護等が必要となった人

厚生省の試算による 介護保険料と出費

保険料は所得に応じて

	給付限度額 月額　万円
助が必要	6
が必要	17
守りが必要	20
・見守りが必要	26
な見守りが必要	31
が必要	35

（自己負担はこの１割）

	給付限度額 平均月額万円
設	31
ど行う施設	33
	46

担のほかに食費も加わる）

65歳以上の人（第１号被保険者）	
保険料	所得に応じて５段階 **市町村ごとに設定** 平成12年度全国平均1人当たり月額2,500円程度〈平成7年度価格〉
支払方法	年金額が一定額以上の人は年金から天引き、それ以外の人は市町村に個別に支払
40～65歳未満の人（第２号被保険者）	
保険料	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
支払方法	医療保険と一括して支払

月々の保険料は

父親＝**2,500**円
（住民税非課税　基準額）

母親＝**2,500**円
（住民税非課税　基準額）

本人
（妻含む）＝**1,700**円
勤め人は家族の分を含めて会社と折半。自営業者は家族の分を含めて、公費で半額補助。

Ⓐ あなたの家の毎月の保険料（平成12年度）**6,700**円

ことがあります。

サービス提供機関

自立支援のためのサービスを提供

在宅と施設の両面にわたって必要な福祉サービス、医療サービスなどを提供します。

在宅サービス

母親は在宅介護サービス

施設サービス

父親は
特別養護老人ホーム

ケアプラン作成機関

介護サービス計画

サービス費の範囲内でプラン作成

本人の希望を尊重して介護支援専門員がサービスの利用計画をつくります。
また自分でも作成できます。

母親＝要支援（虚弱）
父親＝最重度

保健・医療
福祉サービスの
利用

＊作成費は無料です

市町

介護認

保健・医療・福

訪問調査結果とか
をもとに判定しま
同時に軽度から最
す。

申請から
30日以内
認定

判

自立　要支援

介

自己負担は１割です

要支援の在宅サービス

母親は要支援に認定され、在宅介護サービスを受けることに。利用料は介護費６万円の一割

Ⓑ 6,000円

施設のサービス費と食費

父親は特別養護老人ホームに入所。利用料は施設サービス費の１割２万6000円と食費の２万3000円を合わせた

Ⓒ 49,000円

あなたの家の毎月の介護関係の出費は

Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ＝61,700円

（保険料＋サービス利用料）

高齢者の状態とサービス費

	要介護度		身体の状態
在宅介護	要支援	虚弱	日常生活の能力は基本的にあるが、入浴、家事などで一部介
	要介護	1 軽度	立ち上がりや歩行が不安定。毎日、生活の要所要所で介助が必
		2 中度	起き上がりも自力では困難。毎日、生活の一部または全般に介助・見守
		3 重度	起き上がり、寝返りが自力ではできない。毎日、生活の全般に全面的な介助・見
		4 最重度	日常生活の能力はかなり低下。意思疎通も困難、全面的な介助に加え、特別な
		5 最重度	生活全般にわたり部分的または全面的な介助に頼る。重度の介助が

	入所施設	
施設介護	特別養護老人ホーム	在宅で介護を受けるのが困難で、常時介護が必要な人の施設
	老人保健施設	病気の治療が終った人に、家庭に戻れるようにリハビリなど
	療養型病床群	治療よりも長期にわたる介護が必要な人の施設

（１割の自己負担

＊注：厚生省の試算ををもとに推計したもので、今後、内容・金額が変更されること

所得税の確定申告は正しく、お早めに

江府町の納税相談は二月十六日(火)から始まります

今年も所得税の確定申告が始まります。

所得税は、皆さんご自身が所得や税額を計算して納める申告納税制度をとっています。事業を営んでいる方やサラリーマンの方でも申告が必要な場合があります。正しく計算して、できるだけ早めに申告をお済ませください。

所得税の確定申告をしなければならない人

《事業所得や不動産所得などがある人の場合》

一年間の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人。所得控除とは、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦〈寡夫〉控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除などをいいます。

【参考】

平成十年分の所得金額が次の区分ごとの額を超えれば、申告が必要となる場合があります。

ただし、配偶者に収入がなく、子供が特別扶養親族に該当しない場合です。

●独身者の場合　三八万円

●夫婦の場合　一一四万円

●夫婦と子供二人の場合　一九〇万円

なお、社会保険料控除、生命保険料控除や損害保険料控除などがあれば、さらにこの金額に上積みとなります。

《給与所得のある人の場合》

①給与の年収が二、〇〇〇万円を超える人

②給与所得および退職所得以外の所得が二〇万円を超える人

③給与を二か所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と②の所得の合計が二〇万円を超える人

④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃借料などを受取っている人

⑤災害減免法の適用を受け、給与の源泉徴収の猶予や徴収された税金の還付を受けた人

⑥源泉徴収が行われない給与をもらっている人

サラリーマンの方へ　こんな場合に税金が返ってきます

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収が還付されることがあります。

①マイホームをローンなどで取得した場合

②多額の医療費を支払った場合

③災害や盗難にあった場合

④年の中途で退職し、再就職していない場合

⑤給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

還付の申告は、米子税務署で一月から受け付けています。

たくさんの医療費を支払った方は

あなたが自分や家族のために多額の医療費を支払ったときは次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

（医療費の支払額）－（保険金などで補てんされる金額）－（一〇万円または合計所得の五％のうち、どちらか少ない金額）＝医療費控除額（最高二〇〇万円）

医療費とは①診療費、治療費、薬品代、入院費、療養費介助料などのうち、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額。

②通院費用、医療用器具の購入費、医師が認めた人のおむつ代などのうち、診療や治療などを受けるために直接必要なものが該当します。

しかし、①～⑥の費用は医療費には該当しません。

①医師などに対する謝礼

②健康診断や美容整形の費用

③予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費

④親族に支払う療養上の世話の費用

⑤治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器などの購入費

⑥通院のための自家用車のガソリン代、分娩のため実家へ帰る交通費

医療費控除を受けるためには領収書などを確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提出する必要があります。

マイホームを持った時の控除は

住宅を新築、増改築したとき所得税の控除があります。

住宅を建築するにあたり、金融機関などから借入した場合、次の要件にあてはまれば住宅取得等特別控除により所得税の軽減を受けることができます。

（控除を受けるための手続き）

住宅取得等特別控除を受けるには確定申告が必要です。

ただし、サラリーマンの方は一年目に確定申告すると二年目以降は年末調整で控除が受けられます。

（控除を受けるための主な要件）

新築住宅

①住宅取得後六か月以内に入居し、引き続き住んでいること。

②家屋の床面積（登記面積）が五〇平方メートル以上二四〇平方メートル以下であること。

③床面積の二分の一以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること。

④控除を受ける年の所得金額が三千万円以下であること。

⑤民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンなどを利用していること。

⑥住宅ローンなどの返済期間が十年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること。

ご案内 納税相談の日程です

会場はすべて江府町役場2階会議室です

期	日	曜日	午前		午後	
2月	16	火	税務署申告	9:00～11:00	税務署申告	13:00～16:00
	22	月	荒田・半の上・宮の前・一旦	8:40～11:00	洲河崎	〃
	23	火	小江尾・大万	〃	宮市・宮市原	〃
	24	水	武庫・新道	〃	佐川	〃
	25	木	下蚊屋	〃	御机・笠良原	〃
	26	金	本四・本五	〃	貝田	〃
3月	1	月	下安井・高谷	8:40～11:00	小原・栗尾	13:00～16:00
	2	火	杉谷	〃	吉原・西成・袋原	〃
	3	水	本一・本二・本三	〃	池の内	〃
	4	木	新一・新二	〃	日の詰	〃
	5	金	久連	〃	尾之上原・深山口	〃
	8	月	柿原	〃	大河原	〃
	9	火	助沢	〃	美用	〃
	10	水	農業青色申告	〃	農業青色申告	〃
	11	木	農業青色申告	〃	農業青色申告	〃

詳しくは、米子税務署（☎0859―32―4121）または、役場町民課（☎75―2211）に相談ください。

MATION
ら　せ

小江尾工業団地企業誘致の実現に向けてのお願い

1）企業誘致の現在までの取り組みについて

ただ今造成中の小江尾工業団地は、平成11年中頃に完成予定です。

現在までは、企業団地パンフレットを作成し、鳥取県の企業誘致担当課である工業振興課及び各団体に配布するとともに連携して企業誘致活動を推進する体制づくりに取り組んでいます。

2）今後の取り組みについて

平成11年度以降の取り組みについては、関係機関へ積極的に働きかけ、進出に意欲的な企業などの既存資料をより充実させ、情報公開及び企業経営者などと交換会の開催を計画しています。

また、人のつながりが一番の財産と考え、町内外の出身者の既存資料を収集整理し、特に町出身者名簿の充実を図るため、みなさまからの情報提供をお願いします。

今後とも町民の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

3）小江尾工業団地の概要

＊工業団地名

小江尾工業団地

＊所在地

鳥取県日野郡江府町大字小江尾

＊造成総面積

28,000㎡

4）問い合わせ連絡先

江府町役場産業振興課

☎75－3222

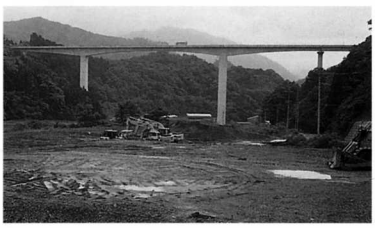

奥大山チロルの里
全国スキーマラソン大会'99出場者大募集

■期　　日　平成11年3月7日（日）　午前8時から受付
■会　　場　江府町御机　大山鏡ヶ成コース
■競技種目　1）歩くスキーの部　最長　6km
　　2）競技の部　5km（中学女子・小学男子・小学女子）
　　10km（一般男子・一般女子・中学男子）
　　15km（一般男子）
　　30km（一般男子）
■参 加 料　大人（含高校生）　3，000円
　　小中学生　　1，500円
■申込み及び問合わせ先　689－4401　江府町江尾475　江府町教育委員会内「奥大山チロルの里全国スキーマラソン大会」受付係
■申込み締切　平成11年2月5日（金）必着
■表　　彰　競技の部のみ1～3位を表彰
　　各コース完走・完歩者全員に「完走・完歩賞」発行

食改おすすめ　チャレンジクッキング

体に良い食べ物として、最近なにかと話題にのぼるヒジキを使った「ヒジキの梅煮」を作りました。ヒジキを食べて体調を整えましょう。

～ひじきの梅煮～

〔材料4人分〕
長ひじき…… 20g
人参 …… 40g
梅干し……大1個
サラダ油……小さじ1
ちりめんじゃこ……20g
砂糖……小さじ2
だし汁…1½カップ
酒……大さじ1½
しょうゆ…大さじ½

〔作り方〕
①ヒジキは洗って、水につけてもどし、3㎝程度に切る。
②人参は千切りに、梅干しは細かくちぎる。
③鍋にサラダ油を熱し、ヒジキと人参を炒め、ちりめんじゃこ、梅干、だし汁、酒、砂糖を加えて煮る。
④煮立ったら弱火にして、しょうゆを加え、やわらかくなるまで煮る。

エネルギー…34 Kcal　鉄……3.1mg
カルシウム……102 mg　塩分…1.1 g

※カルシウム600mg・鉄10～20ｇが成人の1日当りの所要量です。

'99 自作そりワールドカップ in 奥大山
出場者大募集

■期　　日　平成11年2月21日(日)　午前9時受付
■会　　場　江府町御机　奥大山スキー場　特設コース
■競技種目　一般の部(中学生以上)タイムトライアル及びデザインコンペ
小学生一人乗りの部・二人乗りの部 タイムトライアル
■参 加 料　一般の部　搭乗者一人に付き　2,000円
小学生　　搭乗者一人に付き　　500円
■申込み及び問合わせ先　689−4401　江府町江尾1865　上原健康堂内
'99自作そりワールドカップin奥大山事務局
☎0859−75−2078
■申込み締切　平成11年2月10日
■表　　彰　●一般の部
タイムトライアル
優　勝　賞状・トロフィー・副賞3万円
準優勝　賞状・トロフィー・副賞2万円
3　位　賞状・トロフィー・副賞1万円
特別賞
最優秀デザイン賞　賞状・カップ・副賞10万円
優秀デザイン賞　賞状・カップ・副賞3万円
各　賞　賞品
●小学生の部
タイムの早い三位まで賞状・メダル及び副賞

INFORM

お　知

水道工事には資格が必要です

平成11年4月より給水装置（配水管の給水管分岐部から蛇口までの水道管）の工事に関して水道法が改正され、法律に定められた給水装置工事主任技術者を置く、町の指定店でなければ工事が出来なくなります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、給水装置の新設、改良修繕、撤去などを希望の方は、役場建設環境課水道係（☎75−3306）にご相談ください。

新 特産品の商品名募集！

町観光協会では、好評の台所洗剤「竹ピカ」につづき、今春にはトイレ洗剤を新発売の予定です。この洗剤の商品名を大募集します。ドシドシ応募ください。

採用者には、江府町特産品（3万円相当）をさしあげます。

■応募方法　はがきまたはファックスで「商品名」住所・氏名・年齢・連絡先を記入して応募ください。
■応募締切　2月19日
■応募・問い合せ先
役場産業振興課
☎75−3222　FAX75−3455

求　人　情　報　　1月分

	事業所名	住所地	職種	年齢	賃金	就業時間
男女不問	ポプラ日野江府店	佐川1023	販売員	18〜50	時給650〜800	17:00〜22:00
	(有)浜本組	江尾1748-6	土木作業員	18〜65	184,000〜299,000	8:00〜16:30
			施工管理技術者	18〜50	160,000〜370,000	
			施工管理技術者見習	18〜40	150,000〜200,000	
	(有)江川組	江尾47-9	技術管理及び一般	18〜55	170,000〜350,000	8:00〜16:45
女子	川端縫製	江尾47-9	縫製工員	18以上	115,000	8:00〜17:00

●求人情報に関する問い合わせ先　**米子公共職業安定所根雨出張所（TEL72−0065）**
※町報掲載時までに充足済等により求人が取り消しとなっている場合がありますのでご了承ください。

第2回「同和問題・人権問題等啓発作文、標語」入賞作品紹介

小学校の部・標語

最優秀

明倫小五年　遠藤　英之

「手をつなぎ　笑顔で語ろう　未来の夢」

中学校の部・作文

最優秀

江府中三年　南葉知佳

少しの勇気

私達人間は、生きる為に生まれてきました。そして、誰もが生きる為の権利を持っています。それを人権といい、人間一人一人に必ずあるとても大切なものです。

しかし、その大切なものを自分の間違った考えだけで奪い取ってしまうことがあります。それが、いわゆる差別です。差別は、この世に必要ありません。そんな必要のないものをなくしたいと思っている人は、たくさんいます。そして、実際になくそうとがんばっている人もたくさんいます。しかし、差別はいまだなくなりません。むしろ、増えていっているのかもわかりません。

その差別の中で、いじめというものをよく耳にします。これは、ある特定の人を自分より弱いと決めつけ、意識的につまり自分のしていることをわかっていながら、苦しめたり、困らせたりすることです。そんなものがあっていいわけがなく、苦しんでいる人がいる限り、私達は、いじめも含む差別をなくしていく努力をしていかなければいけません。

そこで、いじめについて考えられるのは、加害者、被害者、傍観者がいるということです。この三つは、学校の授業でもよくとりあげられます。その時に、いじめが起こる理由として、「被害者にも悪いところがある。」という意見があげられることがあります。これは、間違った考え方だと私は思います。加害者はもちろん、傍観者がいるからいじめが起こるのです。

加害者は、何の抵抗もしない相手を一方的にいじめ、体だけでなく心までも傷つけ、ひどい場合には死にまで至らせることがあります。そして傍観者は、いじめの現場を見て見ぬふりをし、自分に害が及ばないように自分だけを助け、被害者を助けることはしません。こんなことでは、いじめがなくなるわけがありません。

ところで、加害者、被害者傍観者達は、それぞれどんな考え方をしているのでしょうまず、加害者は強がっている一方で、本当は弱い人間なのかもしれません。家庭問題、勉強、そんないろいろな悩みがたまってそれを自分より弱いと思った人間にぶつけているのだと思います。

次に被害者は、大抵の人は誰にも相談できず、自分一人で悩んでいると思います。そして、最後には、追いつめられて死を選んだりします。私達が考えている以上に悲しい、つらい思いをしていたのでしょう。そして、傍観者は、いじめがあってはいけないと思っていても、自分がその対象になるのを恐れ、見て見ぬふりをしているのだと思います。これらの加害者の強がり、被害者の孤独、傍観者の恐れ、どの考え方も共感できるように思えます。しかし、加害者、被害者の考え方を許してはいけないと思います。そんな考え方を捨て、気持ちの持ち方を変えていかなければいけません。

つまり、一人一人の気持ちの持ちようで、いじめがなくなっていくと、私は思うのです。人間は皆、差別があってはいけないと考えているのだから、それを行動に移すべきだと思います。ただ、とても勇気のいることです。そして一番勇気をださなければいけないのは、傍観者だと思います。いじめる人自体がいなければ、それが一番いいことだけど、実際にいるのだから、まわりの人間が傍観することをやめ、すこしでもいいから勇気をだすことが大事です。ほんの少し勇気をだして、「やめろ」といえば、その一言がいじめをなくす第一歩になると思います。そして、その一歩から少しずつでも進んでいっていじめを含む差別をなくしていくのです。自分が少しでも勇気をだせば、一人一人の人権が大切にされる、皆が楽しく生きていけるような世界にまた一歩近づきます

日野病院だより⑮

外科医長
辻本　実 医師

心臓病について

皆さん、こんにちは。

今回は、寒さも厳しくなってくると増える心臓病について話していきたいと思います。

心臓の病気には、心臓が血液を充分に送れなくなるために体がむくみ息切れを起こす心不全、心臓の筋肉を養う血管が詰まって胸痛を訴える狭心症と脈が乱れ意識を失う不整脈があります。

（心不全）

心臓の弁が固くなったりすき間ができるために起こる弁膜症、心不全心臓の筋肉が徐々に壊れてくる心筋症などがあり、心臓が体の必要とする血液を充分送れないためだるさを訴えたり、少し動くと息切れをしたりします。

（狭心症）

夜中や労働中にがまんのできない胸痛を起こします。時に痛みが腹痛や左肩痛であったりし、診断が遅れ生命に関わることもしばしばあります。

（不整脈）

心臓の脈拍のリズムを司るペースメーカーやその刺激の通る道筋に問題があり、脈がゆっくり打ち過ぎたり早く打ちすぎたりして、ひどくなると失神します。

これらの疾患は、胸部レントゲン写真や心電図などで診断し、内服薬や貼り薬で治療していきますが限界があり、手術療法などが必要なことがあります。

その一つにペースメーカーの植え込み術があります。これは、厚めの五百円硬化よりやや大きいぐらいの大きさの器械を皮膚のしたに埋め込みその電気刺激で脈を打たせるものです。不整脈で、脈がゆっくり打ちすぎる時も早く打ちすぎる時にも心臓の泊動を調節して打つ早さを調節します。心不全の時、使う薬の副作用で脈がゆっくりになるときがあり内服薬で調節できない場合に使用します。手術は簡単で局所麻酔でおこない一週間程度の入院ですみます。去年は当院で六人の患者さんに植え込みを行いました。最高齢は八十七歳の女性で、手術はまったく問題はありませんでした。

残念ながら心臓の大きな手術は、医者の数や器械の不足などがあり当院では行えませんが、大学で心臓外科をしている第二外科が、毎週土曜日に診察に来ておりますので、連携をとり検査や手術を依頼しております。

この中には、心臓カテーテル検査、エコードップラー検査などがあります。

しかし、基本的な検査である心電図、一日心電図、心臓エコー検査などは当院で行い、その他必要と認める場合に大学に行ってもらうことになります。これは大学で行う検査が入院を必要とすることが多いため、患者さんの便利を考えてのことです。

この中で、一日心電図は患者さんの負担も少なくかなり多くの情報を得ることができます。具体的には、胸に数本の電極を張り付けて大きめの携帯電話位の器械を提げて一日過ごしていただくだけのものです。このことだけで不整脈、狭心症などが診断できる場合があります。

普段より胸の痛みが気になっている方、脈のとぶのを自覚されている方などは、気軽に外科の方にも相談されてください。外科はけがを直したり、肩や腰の痛みを直すところではなく、いわゆる内臓、例えば心臓、肺、胃などを手術的に治療するのを得意とする科です。手術前の診断や手術のあとに併用する薬や療法には内科と共通するものが多いのです。気になることがあれば一度外科ものぞいて見てください。

人の動き

12月届
（敬省略）

◎お誕生おめでとう

（住所）	（氏　名）	（性別）	（保護者）
新　道	生田　悠真（ゆうま）	男	充

◎ご結婚を祝します

西村　泰之	米子市
森田　有美	貝田から
藤原　宏司	荒田
松浦　直美	岸本町から
安田　公二	江尾
森　みどり	鳥取市から

◎ごめい福を祈ります

（住所）	（氏　名）	（年齢）	（世帯主）
柿　原	奥田をたね	100歳	薫
貝　田	池田　敏治	85歳	成弘
白　住	渡邊　鎮	86歳	本人
佐　川	角嶋　万利	78歳	充人
佐　川	下坂　憲一	54歳	治郎

編集後記

▲「今年はなんていい消防出初め式なんだ。消防団入団以来はじめてだ」こんな言葉があちらこちらの団員の口から聞かれました。例年、寒空に一時間あまり直立不動。雪上に立つ足先は、あまりの冷たさに感覚がマヒ。腰は痛くなり、式が終わってもすぐには動くことができない状態になります。首の下から足の先まで何個も張りめぐらされたカイロも全く効果がありません。▲今年は雪も風もなく、気温も高い最高の出初め式日和り。地球温暖化が叫ばれていますが、喜ぶべきか悲しむべきか、消防団員にはその恩恵を少しは受けた今年の消防出初め式でした。

元気で～す！ YOUNG 50

おしとやかなんですよ。ほんとは！

江府町役場　臨時職員

山本（やまもと）　美枝（みえ） さん　（尾之上原・20歳）

●仕事について教えてください。

建設環境課で、パソコンやワープロを打つなど事務をしています。

●趣味を教えてください。

軟式テニス。週に２回町民体育館で練習しています。汗をかくそう快感がたまりません。それとカラオケです。歌謡曲はもちろん、民謡・演歌・ポップス、アニメなんでもＯＫです。

●特技を教えてください。

古着を改造してリサイクルすることです。

●これからどんなことがしてみたいですか？

スノーボード・ボディーボード。あと、お茶・お花・お琴なんて…（笑い）。

●好きな男性のタイプを教えてください。

やせていて力もちで、お姫様ダッコをしてくれるような人です。芸能人でいえば、山崎まさよし（ミュージシャン）です。

●江府町にのぞむことは。

レンタルビデオショップがあればいいと思います。

新春行事アラカルト

消防出初式

マラソン大会

囲碁大会

カルタとり大会（子供の国保育園）

世帯数1,223世帯（－２）　人口4,264人（－７）　男2,005人（－２）　女2,259人（－５）　（　）は前月比　12月末

R40 発行／江府町役場　〒689－4401 鳥取県日野郡江府町大字江尾475 TEL(0859)75－2211 FAX(0859)75－2389　編集／総務課　印刷／冨士印刷（有）